



No. 32314-4

計 量 証 明 書

俱知安町長 福島 世二 殿

平成30年2月28日

計量証明事業登録 北海道第608号
北海道第705号
北海道第801号

〒065-0016

札幌市東区北16条東19丁目1番14号
日本データサービス株式会社

代表取締役 石原 知 樹 (印)

TEL 011 (780) 1111 (代表)

札幌市東区北16条東19丁目1番16号

環境計量士氏名

第 3083 号 松 崎 陽 (印)

TEL 011 (780) 1114 (直通)

このたび、ご依頼をいただきました
試料について、下記のとおり計量の結
果を証明いたします。

記

計量の対象	計量の方法	計量の結果
放流水 中のカドミウム他	別紙 (No. 32314-4a) に記載のとおり。	
受 付 日 ; 平成30年2月13日 試 料 採 取 日 ; 平成30年2月13日 試 料 採 取 場 所 ; 俱知安町清掃センター 試 料 採 取 者 ; 日本データサービス株式会社		以 上

表1 計量の対象及び計量の方法

計量の対象	計量の方法	備考 (定量下限値)
カドミウム	JIS K 0102の 55.3	0.01 mg/L
鉛	JIS K 0102の 54.3	0.01 mg/L
総水銀	S46環境庁告示第59号注1) 付表1	0.0005 mg/L
シアン	JIS K 0102の 38.1.2及び38.3	0.1 mg/L
ひ素	JIS K 0102の 61.2	0.01 mg/L
六価クロム	JIS K 0102の 65.2.1	0.05 mg/L
有機リン	S49環境庁告示第64号注2) 付表1	0.1 mg/L
アルキル水銀	S46環境庁告示第59号注1) 付表2	0.0005 mg/L
PCB	S46環境庁告示第59号注1) 付表3	0.0005 mg/L
トリクロロエチレン	JIS K 0125の 5.1	0.01 mg/L
テトラクロロエチレン	JIS K 0125の 5.1	0.01 mg/L

注1)「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最終改正;平成28年3月30日 環境省告示第37号)

注2)「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」

(昭和49年9月30日 環境庁告示第64号、最終改正;平成26年3月20日 環境省告示第41号)

表2 計量の結果及び基準値

計量の対象	単位	計量の結果	参考 (基準値 ^{注3)})
		放流水	
採水年月日	—	2月13日	—
採水時刻	—	15:20	—
天候	—	雪	—
水温	℃	8.8	—
透視度	度	30 以上	—
外観	—	無色	—
臭気	—	無臭	—
カドミウム	mg/L	0.01 未満	0.03 以下
鉛	mg/L	0.01 未満	0.1 以下
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.005 以下
シアン	mg/L	0.1 未満	1 以下
ひ素	mg/L	0.01 未満	0.1 以下
六価クロム	mg/L	0.05 未満	0.5 以下
有機リン	mg/L	0.1 未満	1 以下
アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	検出しないこと。
PCB	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.1 以下

注3)「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1

(昭和52年3月14日 総務省・厚生省令第1号、最終改正;平成29年6月9日 環境省令第12号)